

障害者の方への主な福祉施策

市で行っている障害者の方への主な助成制度・サービスの提供等についてご案内します。 ◆障害福祉課（保谷庁舎㊦内線2341～2346）

事業		内 容 等	平成13年度 予算額
医療	医療費の助成	心身障害者(児)に対し医療費の一部を助成する。 ・身体障害者手帳 1・2 級(内部障害 3 級を含む)または愛の手帳 1・2 度 ・所得制限有り	東京都予算
	更生医療の給付	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費を負担 ・所得に応じて自己負担あり ・18歳以上の身体障害者手帳の所持者	180万4,000円
補装具・日常生活用具等	補装具の交付・修理	身体障害者（児）の職業その他日常生活を容易にするため、補装具を交付・修理する。 ・身体障害者手帳所持者 ・所得に応じて自己負担あり（自己負担の補助あり）	5,518万9,000円
	人工肛門・人工膀胱装具購入費の補助	人工肛門・人工膀胱装具購入費の一部を助成する。 ・人工肛門、人工ぼうこうの受術者(生活保護受給者は除く) ・所得に応じて自己負担あり	1,53万3,000円
	日常生活用具の給付	在宅の重度の心身障害者（児）に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付する。 ・身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度の障害者 ・支給要件あり ・所得に応じて自己負担あり（平成13年 9 月から）	1,189万6,000円
	車いすの貸出	障害者等が一時的に車いすの必要が生じたときに貸し出し ・無料	
	住宅設備の改善	在宅の重度障害者(児)で主に肢体にかかるものに対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費を一定限度額内で補助する。 ・支給要件あり ・所得に応じて自己負担あり（平成13年 9 月から）	1,760万9,000円
介護・日常生活の援助	心身障害者(児)ホームヘルプサービス・全身性介護人派遣事業	重度の心身障害者（児）のいる家庭で介護を行うことが困難な場合、ホームヘルパーを派遣し日常生活を援助する。 ・所得に応じて自己負担あり ・介護保険対象者は介護保険優先	3億4,452万3,000円
	知的障害者ホームヘルプサービス	知的障害のため、日常生活を営むのに支障がある場合にホームヘルパーを派遣し家事等を援助する。 ・所得に応じて自己負担あり	81万2,000円
	知的障害者ガイドヘルプサービス	中軽度の知的障害者が付添いがないため外出が困難な場合ガイドヘルパーを派遣(利用時間の制限有り) ・所得に応じて自己負担あり	273万8,000円
	心身障害者（児）24時間巡回ホームヘルプサービス	短時間の介護を必要とする重度の心身障害者(児)に対し巡回ホームヘルパーを派遣(早朝・夜間帯・深夜帯)する。 ・所得に応じて自己負担あり	698万2,000円
	在宅重度身体障害者ショートステイ	在宅重度身体障害者の身体障害者療護施設におけるショートステイ ・利用期間の制限あり ・食事代自己負担あり	95万円
	聴覚・視覚障害者ガイドヘルプサービス	重度の視覚障害者・聴覚障害者にガイドヘルパーおよび手話通訳奉仕員を派遣する(社会福祉協議会委託)。 ・無料 ※ガイドヘルプサービス利用者登録・ガイドヘルパー登録は、障害福祉課で受け付け	1,159万7,000円
	重度脳性麻痺者等への介護人派遣	重度脳性麻痺者等全身性の障害者に対し生活圏の拡大のために介護人を派遣する（家族介護可。 ・重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳 1 級を有する20歳以上の者 ・利用回数月12回まで ・無料	755万8,000円
	在宅心身障害者(児)緊急一時保護	障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養等により介護ができなくなったとき障害者を一時的に保護する。 1. 日帰り・宿泊 緊急一時保護（事業所委託） 2. 施設緊急一時保護委託事業 ・保護時間・保護期間等制限あり ・一部食事代負担あり	795万4,000円
	巡回入浴サービス	入浴することが困難な在宅の重度心身障害者に対し巡回入浴車による入浴サービスを行う。 ・身体障害者手帳 2 級以上・愛の手帳 2 度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にある方でおおむね15歳以上の方 ・月 4 回 無料 ・介護保険対象者を除く。	944万2,000円
	重度身体障害者緊急通報システム	一人ぐらし等の重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置する。 ・18歳以上の一人ぐらし等の重度身体障害者 ・無料	1,448万円
助成	田無・保谷障害者福祉センター	在宅の心身障害者に対し、機能訓練・日常生活動作訓練・創作活動・給食サービス・ショートステイ(※1)・入浴サービス(※2)・送迎サービス等を行う。 ・身体障害者手帳または愛の手帳所持者でおおむね15歳以上の方 ・介護保険対象者は介護保険優先 ※1 給食サービス・ショートステイは田無障害者福祉センターのみ ※2 保谷障害者福祉センター…施設内場所貸し（平成13年 7 月 2 日から試行）、入浴サービス(平成13年10月から試行予定。関係記事 2 面に掲載)	2億3,372万5,000円
	移送サービス	身体に障害を持つため、外出が困難な車いす利用者に 車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う。 ・車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者（社会福祉協議会運営） ・利用条件、運行範囲あり ・無料	1,134万1,000円
	手帳交付に伴う診断書作成料の助成	「身体障害者手帳」の交付を受けようとする方および特別障害者手当等の申請をする方に診断書作成料の一部を助成する。 ・助成額 1 件 3,150円まで	148万4,000円
	自動車燃料費の助成	心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成する。 ・自ら運転 身体障害者手帳 4 級以上 ・家族が運転 身体障害者手帳 3 級以上・愛の手帳 3 度以上 ・助成額 月額 3,000円	3,251万5,000円
	タクシー料金の助成	身体障害者手帳 3 級以上・愛の手帳 3 度以上の方がタクシーを利用するときの料金の一部を助成する。 ・自動車燃料費助成との重複不可 ・助成額 月額3,000円	4,014万2,000円
成	自動車運転教習費の助成	18歳以上の身体障害者手帳 3 級以上を所持し、適性試験に合格した方で歩行が困難な方が、自動車運転免許を取得するときの費用の一部を補助する。 ・所得制限あり	82万7,000円
	自動車改造費の補助	18歳以上の身体障害者手帳 2 級以上の方で就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を補助する。 ・所得制限あり	80万4,000円
手当	心身障害者福祉手当	身体障害者手帳 4 級以上・愛の手帳 4 度以上の方 ・所得制限あり（新規申請時65歳以上の方・施設入所者は対象外）	4億5,310万9,000円
	特別障害者手当	20歳以上で身体障害者手帳 1・2 級程度・愛の手帳 1・2 度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の疾病・精神の障害のある方 ・所得制限等あり	4,190万2,000円
	障害児福祉手当	20歳未満で身体障害者手帳 1・2 級程度、愛の手帳 1・2 度程度またはこれらと同程度の疾病・精神の障害のある方 ・所得制限等あり	1,577万9,000円
	難病者福祉手当	治ゆが困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で東京都難病者医療費助成を受けている方および点頭てんかんの方	1 億3,569万3,000円
	重度心身障害者福祉手当	重度の知的障害の方、重度の知的障害で身体障害の重複のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い、座ることが困難な方 ・所得制限等あり	東京都予算
相談	身体・知的障害者相談日	障害を持つ方またはその家族の方が相談員となり障害についての悩みや相談等にあたる。 ・身体障害者相談日（第 2 水曜日）、知的障害者相談日（第 3 火曜日） 午後 1 :00～ 3 :00 田無・保谷両庁舎で実施	

市役所の代表電話は㊦0424－64－1311です。